

「無人航空機操縦者技能証明に関する事務処理要領」等の一部改正(案)に関する
意見公募の結果について

令和7年12月
国土交通省航空局
安全部無人航空機安全課

国土交通省では、令和7年10月11日から令和7年11月9日までの期間において、「無人航空機操縦者技能証明に関する事務処理要領」等の一部改正(案)に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、計4件の御意見をいただきました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「無人航空機操縦者技能証明に関する事務処理要領」等の一部改正案に関する意見公募の結果について

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	<p>技能証明の有効期間の更新申請について、有効期間満了の6月前から1月前までに行うものとする改正は行わず、現行の規定を維持し、有効期間が満了する以前6月以内に行うものとするべきである。理由については以下の通り。</p> <p>今般の改正案は法律で認められた申請者の利益を行政側の都合で省令をもって損ねるものであり、認められるものではない。</p> <p>提出期限を徒過して更新申請を提出する者が相当数出ることが見込まれ、無人航空機を利用する事業に影響が及ぶ等大きな混乱が生じることが想定される。</p> <p>同様の書きぶりで規定がされているものとして海技免状の更新があるが、今般の規則改正案にあるような手続期間を設けることなく円滑に更新を行っているものと思量される。</p> <p>なお、今般の改正案と同様に有効期間の満了前に更新申請の提出期限を省令で前倒ししている例として、水先人免許の更新があるが、免許の更新申請期限を徒過する者が多数発生することは考えにくいこと等を踏まえてのことと考えられ、無人航空機の技能証明については、単純にこれを制度設計の先例とすることはできない。</p>	<p>原案のままとします。</p> <p>技能証明の有効期間の更新申請期間に係る改正は、航空法施行規則の改正により措置するものであり、「無人航空機操縦者技能証明に関する事務処理要領」等の一部改正により措置するものではありません。</p> <p>なお、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の51第2項において、技能証明の有効期間はその満了の際、申請により更新することができる旨が定められていますが、当該規定は、有効期間の満了日直前まで申請することができるといった更新申請期間に係る申請者の利益まで保護するものではなく、「申請することにより更新できる」という利益を保護しているものと考えています。</p> <p>また、申請により更新できるという技能証明保有者の権利利益の保護が遺漏なく図られるよう、各人に対して、更新申請に係る手続き漏れが生じないよう、技能証明申請システム等の活用により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新申請の案内を3か月前に ・更新講習受講の案内を6か月前・3か月前等に、 <p>それぞれ通知します。</p>	無
2	<p>【登録講習機関の登録等に関する取扱要領】</p> <p>登録講習機関において、技能証明失効者に関する課程（技能証明書返納証明書交付者に係る課程）を設けるのを必須とせず、技能証明失効者に対して講習を行う登録講習機関だけ、技能証明失効者に関する課程についての事項を事務規程に定めたり、その課程用の人員を準備することを認めてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、登録講習機関において、技能証明書返納証明書交付者に係る課程を設けることを必須としないよう修正します。</p> <p>なお、当該課程を設ける登録講習機関においては、事務規程の変更等が必要です。</p>	有
	<p>【無人航空機更新講習及び技能証明書返納証明書交付者講習実施要領】</p> <p>・「技能証明書返納証明書交付者講習の学科講習については、学科講習の講習修了時に、講習の効果を測定するための修了確認試験を行い、各登録講習機関が定める修了基準を満たした者に対して学科講習を修了したものとすること。」とあるが、この修了確認試験は対面で行うべき。</p>	<p>ご意見を踏まえて、修了確認試験は対面で行う必要があることを明確化するよう修正します。</p>	有
	<p>・「技能証明書返納証明書交付者講習については実地講習の講習修了時に、実地試験と同等の修了審査を行う必要がある。」とあるが、これは通常の技能証明の新規申請時と同様の修了審査が必要になるものと理解している。これを明確化してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、過去に技能証明を受けたことのない者が新規に技能証明を取得する場合の実地試験と同様の修了審査を行う必要があることが明確となるよう修正します。</p>	有
	<p>【無人航空機操縦者技能証明に関する事務処理要領】</p> <p>・「技能証明の有効期間が切れた」という表現があるが「技能証明の有効期間が過ぎた」という表現にした方がよいのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、「技能証明の有効期間が過ぎた」と修正します。</p>	有
	<p>・一定の条件を満たす技能証明失効者が再度技能証明を申請する場合は、技能証明書返納証明書が必要になると思うが、試験合格証明書に、技能証明書返納証明書に関する情報も載せた方がよいのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、試験合格証明書に技能証明書返納証明書に関する情報を載せるよう修正します。</p>	有
3	<p>◆登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領について 新旧対照表P7 改正後 「（1）登録更新講習機関の受講の申請に関する事項 ～～。受講生が更新講習を受講する必要があるのか、～～」 とあるが、改正後、更新講習機関では更新講習のみになるため、上記の文言は不要ではないか。（更新講習を受講しない受講生は存在しないのではないか）</p>	<p>ご意見を踏まえ、「受講生が更新講習を受講する必要があるのか、」の文言を削除するよう修正します。</p>	有

	<p>◆無人航空機更新講習及び技能証明書返納証明書交付者講習実施要領について 新旧対照表P4 改正後</p> <p>「2-3 登録講習機関告示に基づき、技能証明書返納証明書交付者講習の学科講習については、学科講習の講習修了時に、講習の効果を測定するための修了確認試験を行い、各登録講習機関が定める修了基準を満たした者に対して学科講習を修了したものとすること。」</p> <p>・更新講習と異なり、こちらに該当する方は学科講習および修了確認試験をすべてオンラインで実施可能、という認識でよろしいか。</p>	<p>学科講習はオンラインで実施可能ですが、修了確認試験は対面で行う必要があるため、その旨を明確化するよう修正します。</p>	有
	<p>・ここにおける修了確認試験は海事協会の机上審査問題を使用してもよいか。使用しても良い場合、オンライン上で解かせる形でもよいか。</p>	<p>日本海事協会から登録講習機関へ配布している机上試験の問題は、実地試験における机上試験の問題として各登録講習機関に使用いただいているものであり、学科講習の修了確認試験として使用することはできません。</p>	無
	<p>「3-1-2 技能証明書返納証明書交付者講習については実地講習の講習修了時に、実地試験と同等の修了審査を行う必要がある。」について、</p> <p>・実地試験と同等の修了審査とあるが、これはつまり一般的な新規受講生が受ける修了審査を実施するという認識で間違いはないか。または別途何かしらの基準が設けられ、それについての細則が公布されるのか。</p>	<p>「実地試験と同等の修了審査」とは、過去に技能証明を受けたことのない者が新規に技能証明を取得する場合の実地試験と同様の修了審査を指すところ、その趣旨が明確となるよう修正します。</p>	有
	<p>・限定変更を過去に取得していた方は限定変更に関する修了審査も実施する必要があるか。</p>	<p>昼間飛行や目視内飛行等に係る限定変更を受けていた者に対する修了審査については、当該限定変更に係る修了審査もあわせて行う必要があるところ、その趣旨が明確となるよう修正します。</p> <p>なお、技能証明書返納証明書交付者が、昼間飛行や目視内飛行等に係る限定をする技能証明を申請しようとする場合はこの限りでない旨もあわせて明確化するよう修正します。</p>	有
	<p>・修了審査が必要な場合、シミュレータは認められず、実機での実施で間違いはないか。</p>	<p>修了審査は実機で行う必要があるところ、その旨を明確化するよう修正します。</p>	有
4	<p>「無人航空機操縦者技能証明に関する事務処理要領」の技能証明返納証明書の様式について、一等と二等両方の技能証明を有している場合に1枚の返納証明書となるようにした方がよい。</p>	<p>一等の技能証明のみ有している場合や二等の技能証明のみ有している場合など、様々なケースが想定されることから、技能証明返納証明書の様式は原案のままとします。</p>	無

※取りまとめの都合上、いただいたご意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。